

広島県告示第千二百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十一月十三日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

向島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
尾道市向島町字西ヶ谷二二九六四番一地从先から 尾道市向島町字西ヶ谷二二九六四番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
	延長 (メートル)	延長 (メートル)	
	拡張		